

草津市環境審議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号。）第32条に定める附属機関等の会議の公開に基づき、原則として審議会の会議（以下「会議」という。）を公開することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領にいう公開とは会議の傍聴および議事概要の公表をいう。

(公開方法)

第3条 情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合または会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、広く市民等が参加できるよう配慮し、公開を原則とする。会議の開催は、会議の名称、開催日時等の必要事項を担当課窓口における掲示、市のホームページへの掲載などの方法により周知に努めるものとする。また、議事概要も前述の方法で、市民等に公表する。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、議事の進行に支障の無い範囲内において、その都度会長が定める。

(傍聴の手続き)

第5条 傍聴の手続きは、会議開始30分前から先着順で行うものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりまたは垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、たすき、ゼッケンの類を着用している者
- (4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓、その他これらに類するものを携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害する、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が遵守すべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛にし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に関して発言し、また、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れないこと。
- (3) 会議室内では、原則として飲食はしてはならない。また、喫煙はしてはならない。
- (4) 会場で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 会議中は、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（ただし、会長の許可を

得た場合を除く)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の傍聴者の迷惑となるような行為、その他議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(定めのない事項)

第9条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度会長が定めるものとする。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。